

北海道運輸局安全プラン2030

～北海道地域における事業用自動車の事故削減目標～

令和8年8月

北海道地域事業用自動車安全対策会議

I.はじめに

交通事故は、一瞬にして被害者の生命や将来の可能性を奪うのみならず、関係者に対しても多大な精神的、経済的負担や苦しみを強いるものとなりかねない。

北海道地域においては、広大な地理条件、冬期の積雪・凍結路面、都市部と過疎地域の交通環境格差、観光需要による季節的交通量の増大など、交通事故リスクを高める固有の要因を抱えている。特に冬期は、視程不良、スリップ、スタック等を起因とする事故が多発する要素を秘めており、事業用自動車に求められる安全管理の重要性は一層高いものである。

事業用自動車は、北海道の生活・産業・観光を支える基幹インフラであり、都市間・地域間を結ぶ交通・物流を担う「エッセンシャルワーカー」によって運行されている。他方、乗客の命や顧客の財産を預かる輸送のプロとして、一般の自家用自動車以上の高度な安全性が求められる。

本プランは国土交通省が策定した「事業用自動車総合安全プラン」の趣旨を踏まえつつ、北海道地域の実情に即した安全対策を体系的に推進するための地域版行動計画として策定するものであり、北海道の実情を踏まえ、以下の4点を北海道地域の重点課題として位置づけ、行政・事業者・道民が一体となって取り組むこととする。

① 積雪寒冷・凍結路面に対応した安全対策の徹底

冬期の視程不良・路面凍結は北海道特有のリスクである。運行管理者・運転者はもとより、道民・観光客を含む利用者也冬期の交通リスクへの理解を深めることが求められる。また、北海道管内では大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあり、タイヤ交換時期における集中的な対策が求められる。

② 長距離・過疎地域運行における疲労・健康起因事故対策

広大な道内を運行する事業用自動車の運転者は、長時間・長距離運行による疲労リスクにさらされやすい。事業者による適切な運行管理と健康管理の徹底が不可欠である。

③ 観光需要増大期における旅客輸送の安全確保

冬季・夏季の観光シーズンには道外からの利用者也急増し、旅客輸送全体の事故リスクが高まる。観光需要の回復に伴う繁忙期の安全管理強化が急務であり、需要の集中が運転者の疲労や車内混雑を招くことにも留意が必要である。事業者は運行管理・乗務員管理の徹底と車内事故防止に積極的に取り組むとともに、利用者也安全な事業者を選ぶ意識を持つことが重要である。

④ 貨物軽自動車運送事業者の急増に伴う安全管理の底上げ

EC 需要の拡大により貨物軽自動車運送事業(以下「軽貨物」という。)が道内でも急増している。新たに課された安全規制の実効性を確保するため、行政・事業者が連携して取り組む必要がある。

北海道運輸局、関係行政機関、事業者、利用者が一体となり、「安全トライアングル」の考え方の下、これらの重点課題を共有しながら交通事故の削減に総力を挙げて取り組む必要がある。

Ⅱ.事故削減目標の設定(Plan)

令和12年までに達成すべき事業用自動車第1当事者となる事故については、国土交通本省の定めた事業用自動車総合安全プラン2030(以下、プラン2030という)の数値目標を北海道地域における指針として準用し、北海道管内の事業用自動車事故削減に向けた共通目標とする。

なお、重傷者数については、プラン2030において全国目標が引き下げられた一方、北海道管内の実績はプラン2025の目標値(95人以下)を令和6年によりやく達成した状況にあり、依然として横ばい傾向が続いている。このため、本プランにおける北海道の重傷者数目標は、まずプラン2025の目標水準(95人以下)を確実に定着させることを優先し、現状維持の目標値を設定することとした。今後の事故削減の進捗状況を踏まえ、目標値の見直しを検討する。

全体目標

	北海道	(参考)全国
24時間死者数	6人以下	225人以下(0.31 人/億 km 以下)
重傷者数	95人以下	1,740 人以下(2.39 人/億 km 以下)
人身事故件数	590件以下	16,500 件以下(22.68 件/億 km 以下)
飲酒運転	ゼロ	ゼロ

業態別目標

【バス】

	北海道	(参考)全国
乗客の死者数	ゼロ	ゼロ
死者数	ゼロ	10 人以下(0.28 人 / 億 km 以下)
重傷者数	8人以下	120 人以下(3.35 人 / 億 km 以下)
人身事故件数	31件以下	800 件以下(22.32 件/億 km 以下)
飲酒運転	ゼロ	ゼロ
乗合バスの車内事故件数	11件以下	85 件以下(3.23 件 / 億 km 以下)
貸切バスの乗客の負傷事故件数	ゼロ	20 件以下(2.16 件 / 億 km 以下)

【タクシー】

	北海道	(参考)全国
乗客の死者数	ゼロ	ゼロ
死者数	ゼロ	25 人以下(0.45 人 / 億 km 以下)
重傷者数	37人以下	500 人以下(9.06 人 / 億 km 以下)

人身事故件数	324件以下	6,600 件以下(119.58 件/億 km 以下)
飲酒運転	ゼロ	ゼロ
出会い頭衝突事故件数	41 件以下	950 件以下(17.21 件 / 億 km 以下)

【トラック(軽除く)】

	北海道	(参考)全国
死者数	5人以下	175 人以下(0.30 人/億 km 以下)
重傷者数	41人以下	820 人以下(1.42 人/億 km 以下)
人身事故件数	105件以下	5,800 件以下(10.04 件/億 km 以下)
飲酒運転	ゼロ	ゼロ
追突事故件数	55件以下	2,380 件以下(4.12 件/億 km 以下)

【軽貨物】

	北海道	(参考)全国
死者数	1人以下※1	15 人以下(0.26 人/億 km 以下)
重傷者数	9人以下※1	300 人以下(5.11 人/億 km 以下)
人身事故件数	130件以下※1	3,300 件以下(56.20 件/億 km 以下)
飲酒運転	ゼロ	ゼロ
追突事故件数	25件以下	970 件以下(16.52 件/億 km 以下)

※1 軽貨物については、令和7年4月から安全規制が強化されたばかりであり、事故実態の把握が緒についているところである。本プランにおける目標値は現時点の実績データ(令和3年～6年)を基に設定したものであるが、今後の事故実態の把握状況及び施策の進捗を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

※2 軽貨物の追突事故件数については、本省プラン 2030 と同様に、プラン 2025 のトラック全体追突事故目標値(80 件)を令和 6 年実績における軽貨物の事故割合(約 29%)で按分し、25 件以下を目標として設定した。なお、今後の実態データの蓄積状況を踏まえ、適宜目標値の見直しを行う。

【特に注力すべき北海道の重点課題】

I 章で示した4つの重点課題は、北海道地域における事故削減目標の達成に直結するものである。目標の確実な達成に向けて、行政・事業者・道民のそれぞれが以下の課題を自らのこととして認識し、取り組むことが求められる。

① 積雪寒冷・凍結路面に対応した安全対策の徹底

冬期の事故は北海道の事故件数を押し上げる大きな要因となっている。死者数・重傷者数の削減目標を達成するためには、冬期における事故防止対策を特に重点的に推進することが不可欠である。また、北海道管内では大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあり、タイヤ交換時期と重なる冬期に急増する傾向がある。北海道特有の積雪・凍結環境がリスクをさらに高めていることから、関係機関・事業者が一体となった対策の強化が急務である。

② 長距離・過疎地域運行における疲労・健康起因事故対策

健康起因事故は全国的に増加傾向にあり、長距離運行の多い北海道においてはその影響が一層大きい。運転者の健康管理の徹底により、重大事故の防止を図る。

③ 観光需要増大期における旅客輸送の安全確保

観光シーズンの需要集中は旅客輸送全体の事故リスクを高めるとともに、運転者の疲労や車内混雑を招く要因ともなる。乗客の死者数ゼロという目標の達成に向けて、繁忙期における安全管理の強化と車内事故防止への継続的な取組が求められる。

④ 貨物軽自動車運送事業者の急増に伴う安全管理の底上げ

軽貨物事業者の急増に伴い、事故件数の増加が懸念される。新たな安全規制の実効性を確保し、軽貨物の事故削減目標の達成を目指す。

Ⅲ.目標達成のための当面講ずべき施策(Do)

事故削減目標の達成に向けて、プラン2030が定める以下の6つの柱に基づき施策を推進する。各施策の詳細は別表のとおりである。

北海道地域においては、Ⅰ章・Ⅱ章で示した4つの重点課題を念頭に置きつつ、以下の施策を推進する。特に、積雪寒冷期の安全対策、長距離・過疎地域運行における健康管理、観光繁忙期の旅客輸送の安全確保、軽貨物事業者への安全指導については、行政・事業者・道民が一体となって取り組むことが求められる。

【6つの施策の柱(プラン2030と共通)】

1. 自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進
2. 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
3. ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進
4. 少子高齢社会における事故の防止対策の推進
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化
6. 道路交通環境の整備

Ⅳ.本プランのフォローアップ(Check, Act)

北海道運輸局及び北海道地域事業用自動車安全対策会議において、北海道管内の事故データ・季節変動を踏まえた年次評価を実施し、必要に応じて施策の見直し・重点化を図る。

Ⅴ.おわりに

北海道における事業用自動車の安全確保は、地域住民の生活、産業、観光を支える基盤そのものである。

本プランが掲げる4つの重点課題は、北海道で暮らし、働き、訪れるすべての人々に関わるものである。交通事故は決して他人事ではない。一つの事故が、被害者とその家族の人生を一瞬にして変えてしまう。その重さを、関係者一人一人が常に胸に刻んでほしい。

行政には、ルールを定めるだけでなく、その実効性を粘り強く確保し、重点課題の解決に向けた施策を着実に推進することを求める。現場の実態を把握し、事業者・道民とともに汗をかく姿勢が重要である。

事業者には、安全はコストではなく、事業の根幹であるという認識を経営者から現場の運転者まで徹底することを求める。北海道の厳しい自然環境の中で安全運行を貫くことは容易ではないが、それこそが輸送のプロとしての誇りである。困難な条件に向き合い、一切の妥協なく安全に取り組んでほしい。

道民・利用者には、交通安全は行政や事業者だけが担うものではないことを理解してほしい。冬期の交通リスクへの理解を深め、安全な事業者を選び、公共交通機関を安全に利用することが、北海道の交通安全を支える大きな力となる。

積雪寒冷・広域という厳しい条件下にあっても、関係者一人一人が自らの責務を果たし、互いに連携して不断の努力を積み重ねることで、交通事故は確実に減少させることができる。その確信のもと、すべての関係者が本プランを自らのこととして受け止め、行動に移すことを強く期待する。

【別表】目標の達成に向けて当面講ずべき施策

取り組むべき課題	施 策	運輸局	ナスバ	バス適正化	貨物適正化	バス	ハイタク	トラック	軽貨物
1.自動車運送に係る全ての者における行動変容の推進									
運行管理者・運転者等の行動変容	【国土交通省】								
	○各種安全マニュアル等の周知徹底の促進	○	○			○	○	○	○
	○運転者向けの重大事故事例集等の事故防止啓発コンテンツの周知	○	○			○	○	○	○
	○軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を起こさないための教訓を引き継いでいくべく、輸送の安全に向けた普及啓発等を実施	○	○			○			
	○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発する中で、経営管理部門に対し、運行管理者・運転者への指導教育の見直しの必要性について発信	○	○						
	○冬の積雪・凍結路面を踏まえた運行管理者・運転者への指導強化(冬期事故防止マニュアルの活用、冬期運行前点検の徹底等)	○	○			○	○	○	○
利用者等の行動変容	【国土交通省】								
	○乗合バスの車内事故について、乗客に対する危険性の周知を行うとともに、道路利用者(自動車、自転車等)に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発	○				○			
	○バス・タクシーの乗客に対してシートベルトの着用徹底を啓発	○				○	○		
	○バスの乗客に対する緊急時の避難方法を周知	○				○			
	○貨物において荷主等による違反原因行為の是正・排除・原因分析・周知徹底	○			○			○	○
	○バス等において外国人利用者に対する安全啓発活動の多言語対応の必要性について事業者の認識を国土交通省が認定する安全マネジメント評価やセミナー等の機会に発信	○							
	【バス業界】								
2. 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶									
悪質違反・重大事故の再発防止のための啓発	【国土交通省】【各業界】								
	○講習・セミナー、各種運動等あらゆる機会において、運転中の携帯電話等の使用禁止及びあり運転の悪質性・危険性について啓発	○	○			○	○	○	○
	【国土交通省】								
	○軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を起こさないための教訓を引き継いでいくべく、輸送の安全に向けた普及啓発等を実施【再掲】	○	○			○			
	○点呼の正しいタイミングの周知や、点呼時のアルコールチェックの徹底を引き続き周知	○	○	○	○	○	○	○	○
	○遠隔点呼・自動点呼を活用した点呼の確実な実施の普及促進	○	○			○	○	○	○
	○「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」を活用した運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進	○	○			○	○	○	○
	○事業者の飲酒運転防止に係る優良取組事例やアルコール依存症に係る知識の周知のさらなる推進	○	○			○	○	○	○
	○事業用自動車事故調査報告書の周知による事故対策意識の醸成	○	○			○	○	○	○
	○貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年4月に施行された各種安全対策(貨物軽自動車安全管理者の選任義務・講習受講・適性診断受診・業務記録作成等)についての周知・徹底	○	○						○
	○運輸安全マネジメント評価を通じて得た飲酒事案の撲滅に向けた環境整備、教育等について、モード横断的に優良取組事例を収集、周知し安全意識の向上を促進	○	○						
	○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	○	○						
	○運転中の携帯電話・スマートフォンの使用及びナビ画面操作等による協見運転の危険性について、研修等を通じた運転者への指導・監督を徹底	○	○	○	○	○	○	○	○
	○大型車の車輪脱落事故防止に係る事業者への個別指導等の実施(車輪脱落事故の増加を踏まえた緊急対応)	○							
	【バス業界】								
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発					○			
	○飲酒運転・薬物運転の根絶を啓発するセミナー等の受講促進					○			
	○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開					○			
	○運転者に対する日常的飲酒に関する指導を徹底					○			
	【タクシー業界】								
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」に従った飲酒運転ゼロへ向けた取組推進						○		
	○性能良好なアルコール検知器の導入促進						○		
	○特定非営利活動法人ASK等の講習会等の啓発						○		
	○飲酒運転撲滅の啓発						○		
	○ドライブレコーダーの装着率向上と、犯罪や事故捜査のために各都道府県警察へドライブレコーダーの映像等情報提供の取組の推進						○		
	【トラック業界】								
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底				○			○	○
	○事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例の周知等による、飲酒運転根絶意識の向上							○	
	○飲酒運転根絶に向けた各都道府県トラック協会の取組事例について情報の共有を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取組を積極的に展開するとともに、ドライバー等を対象とした飲酒運転をしないことの宣言署名活動を推進							○	
	○各都道府県トラック協会と共催で事故防止セミナーを全国展開し、重大事故等の再発防止対策の周知・徹底。また、セミナーの開催に併せて、交通事故被害者団体等と連携して、交通事故防止の気運を醸成							○	
	○関係機関と連携した飲酒運転根絶キャンペーンの実施							○	
	○貨物軽自動車安全管理者制度の周知(令和7年4月施行の安全規制の実効性確保)	○	○						○
監査体制等の強化	【国土交通省】								
	○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	○							
	○ICTを活用した監査事務のさらなる効率化	○							
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	○							
	○過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたこと等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	○							
	○貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	○		○					
	○安全対策を強化した貨物軽自動車運送事業に対し、貨物軽自動車安全管理者未選任等の事業者に対する監査の実施	○							
	【バス業界】								
	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進	○		○					
	○観光シーズン(冬季・夏季)における貸切バスの重点監査の実施	○							
	【トラック業界】								
	○法令を遵守しない悪質事業者に対する早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がD評価又はE評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じて迅速な情報提供を実施				○				
3. ICT、先進自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進									
運行中も含めた運行管理の高度化	【国土交通省】								
	○デジタコ、運行管理業務の一元化、遠隔点呼・自動点呼の普及促進	○	○			○	○	○	○
	【バス業界】								
	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進					○			
	○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用					○			
	○ICTを活用したリアルタイム動態管理等、高度な運行管理を推奨					○			
	【タクシー業界】								
	○AIを活用したドライブレコーダーによる交通事故削減技術の普及・促進						○		
	○配車アプリを活用した配車の効率化のさらなる促進						○		
	○一定の条件の下、認められている遠隔点呼、自動点呼等の運行管理の高度化を促進する						○		
	○デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施						○		
	【トラック業界】								
	○貨物自動車運送事業者側において、車両の動態をリアルタイムで管理・把握できるシステムや配車計画システムなどの導入を、また、荷主側には、納品等の予約受付システム等の導入促進を図り、配送ルートの最適化や、荷待ち時間等の縮減などトラック運送事業者と荷主等が連携して物流全体の効率化を推進							○	○
	○デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した運行管理の高度化を図るとともに、新たな点呼システム(自動点呼・遠隔点呼等)の普及・拡大の促進							○	○
先進安全技術の更なる性能向上・普及促進	【国土交通省】								
	○先進安全自動車(ASV)の普及促進を継続	○							
	○事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の普及促進	○							
	○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載する車両に対する購入補助の周知	○							
	○税制特別措置による先進安全技術の普及の周知	○							
	○先進安全技術に関する展示会等への視察を通じた、運行管理者の講習認定機関や事業者への活用周知	○							
	【バス業界】								
自動運転車をいいた自動車運送事業における安全対策の検討・推進	○被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進					○			
	【トラック業界】								
	○先進安全自動車(ASV)の普及を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入を促進							○	○
	【国土交通省】								
	○特定自動運行時に必要な運行管理の在り方の周知	○							
	【バス業界】								
	○自動運転サービスを導入するバス事業者に対する、安全性及び利便性の確保と周知					○			
	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及び交通事故削減に向けた取り組みに参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・システム協調など新技術を活用した旅客輸送の安全性向上等の推進					○			
	【タクシー業界】								
	○自動運転サービスを導入するタクシー事業者に対する、安全性及び利便性の確保と周知						○		
	【トラック業界】								
	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及び自動運転技術の実装に向けた取り組みに参画し、より安全性の高い運転支援技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や生産性向上等に資するダブル連結トラック、自動運転・隊列走行等の新技術を活用した物流効率化等の推進							○	○

4. 少子高齢社会における事故の防止対策の推進									
高齢運転者事故への対応	【国土交通省】								
	○高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知	○							
	○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起	○							
	【各業界】								
	○適性診断（適齢診断）受診の徹底と活用促進		○	○	○	○	○	○	○
	【バス業界】								
	○高齢運転者の健康管理の把握を推奨					○			
	○健康管理マニュアルの活用を推奨					○			
	【タクシー業界】								
	○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施						○		
健康起因事故対策の推進	【トラック業界】								
	○高齢者特有の運転行動等について啓発するとともに、高齢運転者の事故事例などを踏まえた事故防止活動の展開							○	○
	【国土交通省】								
	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	○							
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン(SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害)の周知	○							
	○各種スクリーニング検査受診の促進及び補助事業の実施	○							
	○ドライバー異常時対応システム等健康起因事故の防止に資する先進安全技術の普及促進	○							
	○運輸安全マネジメント評価を通じて得た健康起因事故防止対策について、モード横断的に優良取組事例を収集、周知し安全意識の向上を促進	○							
	○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	○							
	【バス業界】								
	○健康管理マニュアル、自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル、脳血管疾患対策ガイドライン、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン、視野障害対策マニュアルの活用を推奨			○		○			
	○健康診断の受診を徹底			○		○			
	○SAS、脳血管疾患、心疾患、視野障害等のスクリーニング検査の促進			○		○			
	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進			○		○			
	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進			○		○			
	○ドライバー異常時対応システムの導入促進					○			
	○個別の運行判断の指針の整理					○			
	【タクシー業界】								
	○「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」等を活用した健康起因事故防止の推進						○		
	○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施						○		
	○SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施し、睡眠時無呼吸症候群による事故の未然防止を推進						○		
	○WEB診療を活用した運転者の健康管理の推進						○		
	○健康管理等の徹底						○		
	【トラック業界】								
	○「過労死等防止計画」に基づき、長時間労働対策と健康管理対策を中心とした8項目の重点対策及び緊急対策である健康診断結果のフォローアップの重要性などの周知を図るため、過労死等防止対策セミナー、定期健康診断の有効活用を図るための健康管理セミナー、睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを全国展開するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施							○	
経験が未熟な運転者への安全対策の徹底	【国土交通省】								
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」等の周知による、運転者に対する指導監督の徹底	○							
	○各種安全マニュアルの動画化・概要版作成・多言語化等による周知徹底の促進【再掲】	○							
	○外部機関を活用した貸切バス運転者研修補助事業の促進	○		○					
	○適性診断受診の徹底と活用促進	○							
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材の活用による事故防止活動の推進	○	○						
	【バス業界】								
	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨			○		○			
	○初任運転者等に対する実技訓練実施の徹底と、外部研修による貸切バス運転者研修の推奨			○		○			
	【タクシー業界】								
	○運行管理者等による同乗指導の実施						○		
	○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施						○		
	○運転者採用後の社内研修等の充実						○		
	○新規事業者講習会の実施						○		
	【トラック業界】								
	○「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を踏まえ、全ト協作成の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を活用した指導教育について、都道府県トラック協会と連携して実効性のある教育体制を整備							○	
乗合バスの車内事故防止	【国土交通省】								
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○							
	○乗客に対して車内事故の危険性について周知【再掲】	○				○			
	○道路利用者に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知	○				○			
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材の活用による事故防止活動の推進	○	○						
	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	○	○						
	【バス業界】								
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推進					○			
	○車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」や降車しようとする乗客にバスが停車しドアが開いてから席を立つ等の注意喚起を徹底			○		○			
	○車内事故防止啓発活動の実施の推進			○		○			
	○運転者、乗客が無意識に動作を先行してしまうことについて運転者教育を推進			○		○			
	○停留所等発進時における安全基本動作の徹底			○		○			
	○車内事故防止のためのシステム導入を推進					○			
ユニバーサルサービスのさらなる普及拡充の推進	【国土交通省】								
	○車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進	○				○	○		
	○車いす使用者のバス利用に関して、バス利用者からの受容を促進	○				○			
	【バス業界】								
	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨					○			
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推奨					○			

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と安全体質の継続的強化

各業態の特徴に応じた事故分析・対策	【国土交通省】								
	○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	○							
	○各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止を啓発	○							
	○事業用自動車事故調査委員会にて検討された再発防止策の確実な推進	○							
	○大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発	○		○	○				
	○大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、発生状況を踏まえた対策の検討	○							
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○							
	○貨物において荷主等による違反原因行為の是正・排除・原因分析・周知徹底【再掲】	○							
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進【再掲】	○							
	○冬期・生活道路に配慮した運行の徹底（積雪・凍結路面における速度管理、車間距離確保等の指導）	○				○	○	○	○
	【バス業界】								
	○交差点右左折時には、横断歩道手前で一旦停止する安全教育を徹底					○			
	○乗客へのシートベルトの着用案内を徹底					○			
	○発進時におけるアンダーミラーによる直前横断者の確認の徹底					○			
	○ドライレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施の推進					○			
	○国土交通省物流・自動車局メールマガジン「事業用自動車安全通信」の活用					○			
	○点検整備の確実な実施により車両故障、車両火災、車輪脱落事故による運行への影響を排除し、安全運行の徹底を啓発			○		○			
	○整備要員の技術の向上を図り、整備不良等に起因する事故の防止を推進					○			
	【タクシー業界】								
	○交差点内事故（出会い頭、人対車両）防止対策と路上横臥者轢過事故防止対策について、特に安全不確認・前方不注意・信号無視等違反防止のため、初心に戻り基本動作の徹底						○		
	○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。特にドラレコ・デジタコによる危険予知訓練の推進						○		
	○運行管理者等による同乗指導。長年にわたる「慣れと負の学習」の運転の是正指導						○		
	○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の啓発						○		
	○路上横臥者の発見救護活動等を積極的に推進						○		
	○全国交通安全運動期間及び年末年始等における街頭指導の実施						○		
	○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」（事業者大会決議）による交通安全意識等の定着・向上						○		
	○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進						○		
	○すべての座席でシートベルト着用の徹底						○		
	○ポスター、機関誌等による広報、啓発						○		
	【トラック業界】								
	○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握するとともに、交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識高揚を促進							○	
	○先進安全自動車（ASV）の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入を促進【再掲】							○	
	○車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換作業と併せ、国土交通省が作成した「タイヤ交換作業管理表」に沿った適正な作業を周知徹底				○			○	
	○国・関係団体等と連携し、大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンなどの啓発活動等を通じ、ホイール・ナットの増し締め徹底や日常点検の励行などを周知・啓発				○			○	
	○トレーラ火災の未然防止を図るため、日常点検及び定期点検整備の重要性について周知・啓発							○	
	○事故防止セミナー等において、事業用トラック特有の交差点事故や追突事故の再発防止に向けた啓発活動の実施							○	
各地域の特徴に応じた事故分析・対策	【国土交通省】								
	○積雪地域における大型車の車輪脱落事故防止のための街頭点検の実施（関係機関と連携）	○				○		○	
	○冬期タイヤ交換時期に合わせた街頭点検の集中実施及び事業者への緊急周知（車輪脱落事故の増加を踏まえた重点対策）	○		○	○	○		○	
	○大型車の車輪脱落事故防止に向けた関係機関（警察・整備業界等）との連携強化	○				○		○	
ビッグデータを用いた対策の検討	○タイヤ交換時期に合わせたタイヤジョブへの訪問指導による車輪脱落事故防止の徹底	○							
	○道の駅等の休憩施設を活用したホイールナット点検の実施（タイヤ交換時期に合わせた重点実施）	○							
	○運転免許試験場来場者へのリーフレット手交等による車輪脱落事故防止の啓発活動の実施（北海道警察との連携）	○							
	○タイヤメーカー等と連携した車輪脱落事故防止に関する研修の実施及び事業者の優良取組事例の視察	○						○	
運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○北海道運輸局公式SNS等を活用した車輪脱落事故防止に関する周知啓発の強化	○							
	【国土交通省】								
	○運行時及び点呼時から取得されたデータを活用した事故防止対策の検討	○							
	【国土交通省】								
運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発（セミナー等）を促進。特に、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、新規許可を受けた貸切バス事業者へ優先的に実施するなど、継続的かつ計画的に評価を実施	○			○				
	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○		○	○		○	○	○
	○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施	○			○				
	○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○							
	【バス業界】								
	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施				○		○		
	○運輸安全マネジメントの講習会等の開催案内を機関紙、HP等に掲載し、会員に受講を促進						○		
	○貸切バス事業者安全性評価認定制度において、事業者の運輸安全マネジメントへの取り組み状況を評価				○		○		
	○旅行業界との連携により安全性を確保						○		
	【タクシー業界】								
	○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策の徹底							○	
	○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進							○	
	【トラック業界】								
	○運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組の深度化、高度化を図るため、官民一体で取組む普及・啓発活動を推進					○		○	
道路交通環境の整備	【国土交通省】								
	○関係機関から事故危険箇所の情報収集を行い、事業者への周知等による事故抑止対策の実施。	○							
	【バス業界】								
	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスのバスの整備等関係者に働きかけを実施						○		
	【タクシー業界】								
	○環状交差点や歩車分離式信号等、重大事故抑止効果の高い交差点の拡充について関係者に働きかけを実施							○	
	【トラック業界】								
	○渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進と併せ、交差点における対歩行者等との事故防止効果が高いとされる歩車分離式交差点の拡充について、関係者に働きかけを実施								○
	○危険なバス停留所（横断歩道への掛かり等）の安全確保対策の推進（行政機関・道路管理者・交通管理者・事業者の連携）	○			○		○		
	○各自治体の通学路交通安全プログラムにより把握する通学路危険箇所情報の各団体への提供・活用促進	○					○	○	○

その他安全にも資する運送事業における対策									
職場環境の改善及び人手不足への対応	【国土交通省】								
	○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に盛り込まれた施策の推進	○							
	○担い手不足解消のため、旅客における運賃改定の迅速化及び運賃の算出方法見直しを通じた運転者の賃上げの促進といった人材確保支援やDX・GXの推進による業務効率化・省力化支援を引き続き実施	○							
	○「ホワイト物流」推進運動の展開	○							
	○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の推進	○							
	○運行管理者の担い手不足の解消及び地位向上に資する、関係業界と連携した周知啓発活動の推進	○							
	○自動車監査官の業務を幅広い方に知っていただくための周知活動の実施	○							
	【バス業界】								
	○改正されたバス運転者の改善基準告示の遵守						○		
	○運行管理業務の受委託や短期出向の受け入れ等での労働力の確保						○		
	○外国人バス運転者の受け入れによる労働力の確保と安全性の維持						○		
	【タクシー業界】								
	○「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進							○	
	○「働きやすい職場認証制度」の推進による、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保							○	
	○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」に沿った高齢者の活用推進							○	
	【トラック業界】								
	○「物流の2030年問題」への対応に向けたトラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保・労働環境改善セミナー（若年・女性運転者・高齢者確保）の全国展開や、インターンシップ受け入れ企業の登録サイトの充実を図るとともに、インターンシップ導入促進支援事業、人材確保支援助成事業、準中型免許取得、特例教習助成事業及び外免切替講習にかかわる費用助成を実施								○
	○慢性的なトラックドライバー不足を解消するため、特定技能制度を活用した外国人ドライバーの受け入れを推進								○
取引環境適正化の推進	【国土交通省】								
	○貨物において荷主等による違反原因行為の是正・排除・原因分析・周知徹底【再掲】	○							
	○適正原価の導入等を含むトラック適正化二法の着実な施行の推進	○							
	【トラック業界】								
	○ドライバーの適切な処遇の確保に向け、令和7年6月に成立したトラック適正化二法の着実な施行に向け対応を図る。また、改正物流効率化法及び中小受託取引適正化法など関係法令等について、会員事業者に対し周知徹底を図るとともに、価格転嫁に向けた荷主交渉促進のための支援を実施								○
災害発生時に備えた対応	○商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等と連携し、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する								○
	【国土交通省】								
	○運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害対応への取組（防災＋事業継続）に対する評価・助言等を行い、事業者の対応力の向上を促進	○							
	○事業者の防災力を高め、発災時においても業務を継続し、円滑にヒト・モノの輸送を実施できる体制の構築	○							
	○防災マネジメントセミナーについて、引き続き全国の支所にて開催するとともに、安全マネジメント評価時においても対応の必要性を発信	○							
	【タクシー業界】								
	○国土交通省が開催している「運輸事業の安全に関するシンポジウム」について、引き続き、傘下会員に対して周知し、出席を要請							○	
	【各業界】								
その他課題への取組	○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組の推進						○	○	○
	【トラック業界】								
	○災害時の緊急・救援物資物流の円滑化に有効な助言・支援ができる専門家の育成を目指した「災害物流専門家研修」について、総合型（2日間研修）、特化型（1日間研修）の研修を令和3年度から実施し、研修修了者には修了証を発行している。なお、今後研修の更なる充実を図るためタイムリーな要素を加えるなど、都度研修テキストを見直し、大規模災害時における早期復旧・復興に貢献できる専門家を育成								○
	【国土交通省】								
	○適性診断の遠隔カウンセリングの普及促進	○							
	○指導講習のリモート方式の実施によるe-ラーニングの普及促進	○							
	【バス業界】								
	○訪日外国人へのバスサービス向上のためのハード、ソフト両面での取組を推進							○	
	○バスジャック訓練等実施しテロ対策を強化							○	
	【タクシー業界】								
その他課題への取組	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組推進								○
	【トラック業界】								
	○トラック運転者に適用される関係法令の遵守及び労働環境改善のため、高速道路のSA・PAの駐車スペースの確保、休憩・休息施設や中継物流拠点等の整備・拡充などの関係者への働きかけを実施								○